

「令和5年度 日本遺産『炭鉄港』教育連携推進事業」
委託業務公募型プロポーザル企画提案指示書

1 委託する業務名

「令和5年度 日本遺産『炭鉄港』教育連携推進事業」委託業務

2 委託業務の目的等

近年、教育旅行はものづくりやSDGsに関連したプログラムなど、体験的な「学び」を重視する傾向が強まっている。エネルギーの歴史を背景として発展した炭鉄港関連地域には、SDGsを学ぶこの様々な素材がある一方で、それらを総括したプログラムが無く、教育旅行誘致の際の障壁となっている。

本事業は、道内外で教育旅行を実施する学校向けに、新学習指導要領に適応したSDGsを学ぶ体験型のプログラムの造成及び教育旅行誘致の際に活用可能なPR資材を作成し、炭鉄港関連地域へ教育旅行を誘致することを目的とする。

3 業務の概要等

(1) 業務の内容

炭鉄港関連地域の先進事例、ニーズ及びコンテンツについて調査を実施し、調査結果等をもとに炭鉄港関連地域で教育旅行を実施する学校向けにSDGsを学ぶ体験型のプログラムを造成するとともに、プログラムの管理運営体制を構築すること。

また、教育旅行の誘致ツールとして、造成したプログラムを旅行会社及び学校等へセールスするためのパンフレットを制作すること。

(2) 基礎調査

道内外の中学校及び高等学校を主なターゲットとしたプログラムを造成するために、以下の項目について調査を実施し、調査結果を分析・整理・提示すること。

ア 他都市先進事例調査

プログラムについて、国内外の他都市先進事例について調査すること。

イ ニーズ調査

道内外の中学校及び高等学校から、どのようなプログラムが求められているのか調査すること。

ウ コンテンツ調査

炭鉄港関連地域内の観光施設、企業等の取組について、プログラム造成に繋がるコンテンツを調査すること。

(3) プログラム造成

(2)の調査結果等をもとに、道内外で教育旅行を実施する学校向けにプログラムを造成すること。

ア プログラム造成本数

10本以上のプログラムを造成すること。

イ プログラムの内容

① 事前学習

体験するプログラムについて、SDGs の側面等から、生徒が事前に学習する時間（生徒が自分で考え、問題や課題と向き合う時間）を設けること。

なお、事前学習については、現地に限らず、教育旅行実施前に各学校で学習することも可能とする。

② アクティブ・ラーニング

新学習指導要領に対応した主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点で、プログラムを造成すること。

③ SDGs 要素

SDGs については、1つのプログラムで、すべての目標について学べる必要はなく、17の目標のうち、1つ以上の目標について学べるプログラムとすること。

なお、「炭鉄港ならでは」の SDGs 要素を含んだプログラムとすること。

④ 実施時期

通年を通して、選択可能なプログラムが1つ以上あるように造成すること。

⑤ 事後学習

体験したプログラムについて、生徒が事後に振り返りをする時間を設けること。事後学習については、現地に限らず、教育旅行実施後に各学校で学習することも可能とする。

ウ プログラムの検証

造成したプログラムについて、中学校及び高等学校の関係者（先生や生徒）や、SDGs の有識者から意見を聴取する等の方法により、「学校側のニーズに沿ったプログラムとなっているか」、「生徒が、効果的に SDGs を学ぶことができるプログラムとなっているか」等について、検証すること。

検証結果については、プログラムに反映すること。

(4) 体制の構築

造成したプログラムについて、以下の視点に基づいて管理するスキームを構築すること。

ア 管理運営体制の視点

① 本事業で造成するプログラムは、すべての旅行会社及び学校が平等に申込等を行うことができること。

② 次年度以降も、持続的に教育旅行プログラムの品質管理・情報更新などの運営を行うことができる体制とすること。

イ 体制構築に係る必須項目

① 管理者の設置

造成したプログラム毎に、プログラムを管理・統括する管理者を設置すること。

② 受付の設置

造成したプログラム毎に、利用希望者からの申込を受付する窓口を設けること。

③ 価格の設定

造成したプログラム毎に、プログラム管理者、プログラムに関わる関係者と協議し、参

加者から徴収する価格を設定すること（無償とすることも可能）。

なお、参加者から料金を徴収する場合、徴収した料金について、関係者間での支払いが必要な場合は、その体制も構築すること。

④ 情報の集約

来年度以降のプログラム管理のため、造成したプログラム毎に、管理者の連絡先、担当者等を一覧にし、当振興局へ報告すること。

※ なお、管理者等について、事務局等を設けて第3者が担う体制も可能とするが、提案時点で特定の企業及び団体を指定することは不要。

(5) パンフレットの制作

教育旅行の誘致ツールとして、造成したプログラムを旅行会社及び学校等へセールスするための、パンフレットを制作すること。

ア 仕様

パンフレットは、A4版（縦）両面フルカラーとする。

イ 掲載内容

造成したプログラム毎に、プログラムの実施内容の詳細、事前学習用資料、事後学習用資料、受付・販売窓口（電話番号等）、問い合わせ先（電話番号等）、実施場所、集合場所、実施期間、定員、所要時間、支払方法、価格等を掲載すること。

事前学習用資料、事後学習用資料については、プログラム管理者から別途送付・配布する場合は、パンフレットへの掲載は不要とする。

ウ 成果品

①以下のデータが保存されたメディア（CD-R 又は DVD-R）2枚

- ・完全版下データ(Adobe Illustrator 又は Adobe InDesign 形式)
- ・PDF データ
- ・写真データ（パンフレットに掲載する写真のデータ）

②A4版（縦）両面フルカラー中綴じ冊子 5,500部

- ・表紙 光沢紙（コート）110kg、表面加工なし
- ・本文 光沢紙（コート）90kg

(6) 実施結果等の報告

指定の期限までに、(5)ウ「成果品」、実施概要、実施結果及び効果を取りまとめた報告書を提出すること。報告は、画像や図表、数値データを用いて、できる限り分かりやすいものにする。

4 提案にあたっての留意事項

- (1) 受託者は、本委託業務に伴い発生する著作権等の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を、当振興局に譲渡すること。
- (2) 受託者は、当振興局及び当振興局が指定する第三者に対し、本委託業務に伴い発生する著作人格権を行使しないこと。

5 契約期間

委託契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

6 予算上限額

2,248千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限額とする。

7 選定業者数

1者を選定する。

8 企画提案者の参加資格要件

単体の事業者（法人・団体及び個人）又はコンソーシアムであって、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 単体の事業者（法人・団体及び個人）が参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点をもつものであること。コンソーシアムで参加する場合は、道内に本社又は主たる事業所をもつものをその構成員に含むものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者が含まれない。）でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (4) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (8) コンソーシアムの構成員が単体の事業者（法人・団体及び個人）としても重複参加するものでないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

9 参加表明書の提出

別紙の「参加表明書」を令和5年（2023年）6月21日付け公告に定める日までに提出してください。参加表明書提出後に当該公告に定める参加資格要件を満たさないことが明らかとなったときは、参加表明書の提出は無効となります。

なお、「参加表明書」には、次の書類を添付してください。

- (1) 別紙「法人・団体及び個人またはコンソーシアム構成員の概要」
- (2) 参加を表明する者が法人の場合は、商業登記事項証明書または法人の登記事項証明書、個人の場合は、市町村の発行する身分証明書または住民票
- (3) 参加を表明する者がコンソーシアムの場合は、前記（2）の書類及びコンソーシアム協定書の写し
- (4) 道税事務所または振興局・総合振興局が発行する道税について滞納のないことを証明する納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）
- (5) 道に納税義務のない者は、本店が所在する都府県が発行する法人事業税に関する納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）
- (6) 税務署が発行する消費税及び地方消費税について滞納がないことを証する納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）
- (7) 暴力団関係事業者等でないこと及び今後、これらの者にならない旨の誓約書
- (8) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書面（届出義務がない場合については、社会保険等適用除外申出書（別記第1号様式））。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

10 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道からの企画提案書提出の要請を受けた者は、「令和5年度 日本遺産『炭鉄港』教育連携推進事業」委託業務の企画提案書を提出してください。

11 企画提案書の作成方法

- (1) 文章を保管するためにイラストや図表などを使用しても良いが、社名ロゴマーク等、提案者が特定できる図柄は一切使用しないこと。
- (2) 企画提案書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現を用いること。
- (3) 企画提案の内容については、他からの転載を禁止する。
- (4) 提出部数は8部提出すること。
- (5) 提出部数8部のうち、1部は提案企業名、個人名を記載したもの、残り7部は、A社、B社、C主任研究員、などと匿名により記載すること。
- (6) 匿名で記載する7部について、表紙を含む提案書全頁において、提案企業名、個人名の記載がないことを提出前に確認すること。

- (7) 提案内容は、すべて企画提案書に記載すること。既存パンフレット等の添付については受理しない。なお、提出された企画提案書は返却しない。
- (8) 提出された企画提案書の全部または一部について、変更、追加及び削除は認めない。

12 プレゼンテーションの実施

- (1) 企画提案された内容についてのプレゼンテーションを実施する。
- (2) 日時、場所、留意事項等は別途通知する。
- (3) プレゼンテーションは、企画提案書に記載された内容についてのみとし、当該提案書に記載されていない事項の説明や追加資料の配付は認めない。
- (4) 企画提案書を提出した事業者が5者を超える場合には、企画提案書による第一次審査を実施し、上位5者をプレゼンテーションへの参加事業者とする。

13 企画提案の審査基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 実施体制及び業務処理計画

ア 実施体制 (10点)

- 適切な労務管理や財務管理の体制が整備されており、業務実施体制が整っているか。

イ 業務処理計画 (10点)

- 事業実施のスケジュール・経費積算は妥当か。
- 関係団体との打ち合わせ期間の十分な確保など、事業全体のスケジュールに適切な余裕があるか。

(2) 業務遂行能力

ア 類似業務実績 (15点)

- 過去の実績等から、当該業務を確実に遂行することが期待できるか。

イ 業務に必要な知見 (15点)

- 地域遺産活用をはじめとする当該業務に必要な知見及び実績を有しているか。
- 関係者等との連携による円滑な事業運営が期待できるか。

(3) 企画提案内容

ア 各種基礎調査の手法・内容の提案内容 (10点)

- 各種基礎調査について、調査の手法、調査内容、調査先、調査件数等は、プログラム造成に繋がる効果的な調査となっているか。

イ プログラム造成の提案内容 (15点)

- プログラムは、アクティブ・ラーニングの視点で造成され、SDGsを効果的に学ぶことができる内容となっているか。
- プログラムのコンセプト・内容は、炭鉄港関連地域への教育旅行誘致に繋がる魅力的なコンセプト・内容となっているか。
- 造成したプログラムの検証方法は、「学校側のニーズに沿ったプログラムとなっているか」、「生徒が、効果的にSDGsを学ぶことができるプログラムとなっているか」等について

て、効果的に検証できる方法となっているか。

ウ 体制構築の提案内容（10点）

- ・ 本事業で造成されるプログラムを、継続的かつ適正に管理及び運営していくために必要な体制が想定されているか。

エ パンフレットの制作（15点）

- ・ パンフレットの想定デザインは、造成予定のプログラムの魅力が伝わるデザインとなっているか。

14 参加表明・企画提案に係る留意事項

- （1）参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者の負担とします。
- （2）企画提案の採否については、文書で通知します。
- （3）参加表明書の提出後に企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、参加表明の撤回があったものと見なします。また、プレゼンテーションに参加しない場合も、同様に企画提案の意思がないものとみなします。
- （4）提出された参加表明書または企画提案書は、プロポーザルによる委託事業者の選定のために使用し、機密保持には十分配慮します。ただし、北海道情報公開条例による公文書開示請求がなされた場合は、不開示条号（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- （5）採択決定後、提出された提案書及び補足資料並びに契約書類に記載された事業概要（図・写真を含む）、委託先・コンソーシアム構成員の名称、契約金額（支出内訳を含む）については、公表・活用する場合がありますので、当該部分の公表・活用については、あらかじめ提案者の了解を得たものとして取り扱わせていただきます。
- （6）提出された書類は、道において必要な場合、複製を作成することがあります。
- （7）提出期限以降における参加表明書または企画提案書の差替え、再提出は認めません。

15 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目

北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課 担当：曾根

電話番号 0126-20-0034（直通）

FAX番号 0126-25-8144